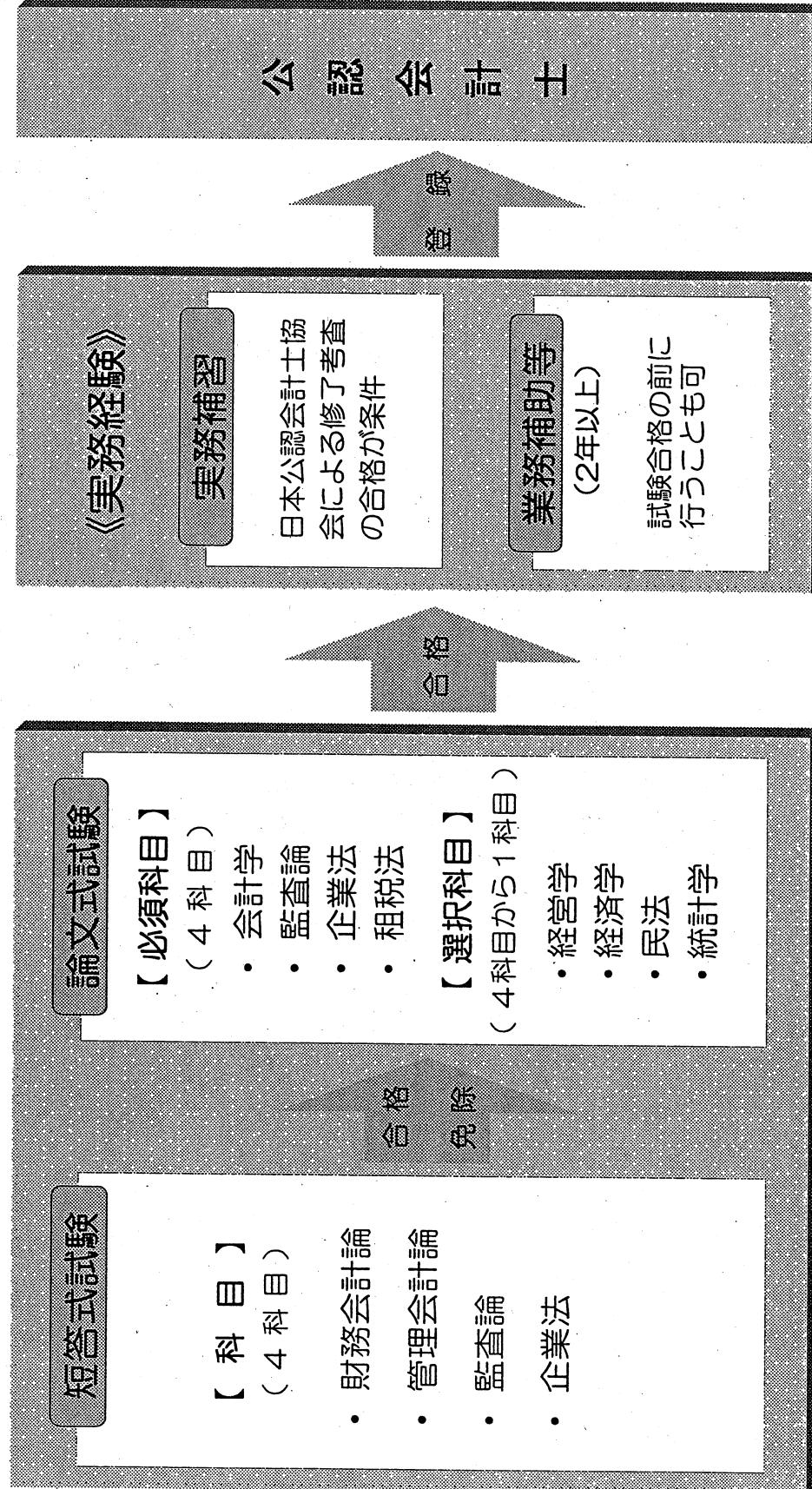


公認会計士試験制度の概要



《平成23年試験の実施日程》

- 短答式試験：22年12月12日及び23年5月29日（いずれかに合格すれば可）
- 論文式試験：23年8月19～21日

平成 22年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年別	願書提出者 (A)	論文受験式者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)/(A)	(C)/(B)
平成 18	人 20,796	人 9,617	人 3,108	% 14.9	% 32.3
	(16,311)	(5,132)	(1,372)	(8.4)	(26.7)
平成 19	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8
	(18,220)	(6,320)	(2,695)	(14.8)	(42.6)
平成 20	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8
	(19,736)	(7,034)	(3,024)	(15.3)	(43.0)
平成 21	21,255	6,173	2,229	10.5	36.1
	(20,443)	(5,361)	(1,916)	(9.4)	(35.7)
平成 22	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0
	(25,147)	(5,011)	(1,923)	(7.6)	(38.4)
合計	109,793	38,791	15,044	13.7	38.8

(注1) 平成 22年合格者中

最高年齢61歳、最低年齢16歳、女性362人

(注2) 表中()内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したもの。

(注3) 平成22年の願書提出者は、第I回短答式試験における願書提出者が17,583人、第II回短答式試験における願書提出者が20,777人となっているところ、第I回、第II回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの。

(参考) 過去の第2次試験結果状況

年別	願書提出者 (A)	論文受験式者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)/(A)	(C)/(B)
平成 7	人 10,414	人 3,027	人 722	% 6.9	% 23.9
	(10,414)	(3,027)	(722)	(6.9)	(23.9)
平成 8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
	(10,183)	(3,017)	(672)	(6.6)	(22.3)
平成 9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
	(10,033)	(3,147)	(673)	(6.7)	(21.4)
平成 10	10,006	3,395	672	6.7	19.8
	(10,006)	(3,395)	(672)	(6.7)	(19.8)
平成 11	10,265	3,320	786	7.7	23.7
	(10,265)	(3,320)	(786)	(7.7)	(23.7)
平成 12	11,058	3,381	838	7.6	24.8
	(11,058)	(3,381)	(838)	(7.6)	(24.8)
平成 13	12,073	3,336	961	8.0	28.8
	(12,073)	(3,336)	(961)	(8.0)	(28.8)
平成 14	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
	(13,389)	(3,414)	(1,148)	(8.6)	(33.6)
平成 15	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
	(14,978)	(3,404)	(1,262)	(8.4)	(37.1)
平成 16	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
	(16,310)	(3,278)	(1,378)	(8.4)	(42.0)
平成 17	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
	(15,322)	(3,548)	(1,308)	(8.5)	(36.9)
合計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

(注1) 第2次試験が短答式及び論文式となった平成7年以降の状況

(注2) 昭和24年から平成17年までの累計

願書提出者(A) : 321,580人、合格者(C) : 24,430人、合格率(C)/(A) : 7.6%

2. 年齢別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文式 受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構成比 %
				(C)/(A)	(C)/(B)	
20歳未満	人 218	人 12	人 7	% 3.2	% 58.3	0.3
20歳以上25歳未満	8,740	1,650	894	10.2	54.2	43.8
25歳以上30歳未満	8,055	2,021	723	9.0	35.8	35.4
30歳以上35歳未満	4,436	986	287	6.5	29.1	14.1
35歳以上40歳未満	2,098	448	89	4.2	19.9	4.4
40歳以上45歳未満	944	187	25	2.6	13.4	1.2
45歳以上50歳未満	543	92	11	2.0	12.0	0.5
50歳以上55歳未満	262	54	3	1.1	5.6	0.1
55歳以上60歳未満	163	23	1	0.6	4.3	0.1
60歳以上65歳未満	118	23	1	0.8	4.3	0.1
65歳以上	71	16	0	0.0	0.0	0.0
合 計	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0	100.0

(注) 平成22年11月15日時点の年齢によるもの。

3. 学歴別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文式 受験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 成 者 比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	1,275	266	63	4.9	23.7	3.1
会 計 専 門 職 了	1,234	747	108	8.8	14.5	5.3
大 学 院 在 学	253	39	17	6.7	43.6	0.8
会 計 専 門 職 在 学	511	102	46	9.0	45.1	2.3
大 学 卒 業 (短 大 含 む)	13,896	3,074	1,176	8.5	38.3	57.6
大 学 在 学 (短 大 含 む)	5,739	922	527	9.2	57.2	25.8
高 校 卒 業	2,210	265	80	3.6	30.2	3.9
そ の 他	530	97	24	4.5	24.7	1.2
合 計	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0	100.0

(注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出してきた受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込み者を含む。

4. 職業別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文受験式者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 成 構 比 者
				(C)/(A)	(C)/(B)	
会計士補	465	455	111	23.9	24.4	5.4
会計事務所員	851	235	70	8.2	29.8	3.4
税理士	147	46	5	3.4	10.9	0.2
会社員	4,074	379	77	1.9	20.3	3.8
公務員	495	54	8	1.6	14.8	0.4
教員	103	25	1	1.0	4.0	0.1
教育・学習支援者	142	22	3	2.1	13.6	0.1
学生	8,395	1,514	761	9.1	50.3	37.3
専修学校・各種学校受講生	5,632	1,736	689	12.2	39.7	33.8
無職	4,946	954	311	6.3	32.6	15.2
その他	398	92	5	1.3	5.4	0.2
合計	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0	100.0

(注1)第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出してきた受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2)合格者構成比の合計欄については、端数処理の関係で合計と一致しない。

5. 財務局別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文式 試験者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 成 比 構 成 比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
北海道	人 470	人 95	人 35	% 7.4	% 36.8	1.7
東北	662	122	37	5.6	30.3	1.8
関東	15,630	3,403	1,260	8.1	37.0	61.7
北陸	294	75	19	6.5	25.3	0.9
東海	1,630	354	147	9.0	41.5	7.2
近畿	5,035	1,130	415	8.2	36.7	20.3
中国	376	69	30	8.0	43.5	1.5
四国	319	58	22	6.9	37.9	1.1
九州	187	30	12	6.4	40.0	0.6
福岡	972	167	60	6.2	35.9	2.9
沖縄	73	9	4	5.5	44.4	0.2
合計	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0	100.0

(注) 合格者構成比の合計欄については、端数処理の関係で合計と一致しない。

平成22年度の講演会等の開催状況

開催日	場 所
平成22年12月2日	琉球大学
平成22年12月6日	松山大学
平成22年12月15日	富山大学
平成23年1月12日	東北大学会計大学院
平成23年1月19日	名古屋大学
平成23年1月21日	金沢学院大学

(平成22年11月15日金融庁公表資料)

公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン（改訂）

金融庁、公認会計士・監査審査会の取り組み	
活動領域の拡大関連	<p>各種団体の協力を得つつ、経済界に対して、企業内の会計専門家の拡充の必要性と合格者という人材のプールの存在を周知するとともに、日本公認会計士協会が行う求人・求職のマッチングの取組みへの求人情報の提供や就職説明会への参加の必要性、更には採用方法や業務モデル等の明確化の検討の必要性について周知する。</p> <p>受験者、合格者及び公認会計士の意識改革を進めるため、監査業界のみならず、経済界でも会計専門家に対する需要があること等について、ホームページ、受験案内、合格通知や説明会の場などにおいて積極的に周知する。</p> <p>合格者に対するアンケートなどを実施し、合格者の意識の把握に努める。</p> <p>企業内における合格者や公認会計士の数と活動状況について、自主的に情報提供できる枠組みについて検討を行う。</p> <p>就職についての意思決定等に資するため、合格者に順位を通知する。</p>
実務従事関連	<p>実務従事の確認事例や運用状況をわかりやすく取りまとめ、ホームページや合格通知への同封など効果的な方法を活用して、受験者、合格者に対する周知に努める。</p> <p>実務従事の要件の見直しについて検討する。</p> <p>実務従事に関する照会・確認を容易にできるよう、手続の方法や業務補助等報告書の様式・記載例等について、ホームページ等を活用して、受験者、合格者に対して周知に努める。</p>
実務補習関連	日本公認会計士協会で検討を行っている実務補習のカリキュラムの見直しや体制の強化について積極的に協力し、必要に応じて制度的な見直しを行う。
公認会計士試験・資格制度の見直し	公認会計士試験・資格制度の制度面での対応について検討を行う。
公認会計士試験の実施関連	<p>試験制度の改正内容に加え、試験の実施方法、試験内容等の改善点について、経済界、受験者及び合格者に対して、一層積極的に周知していく。</p> <p>実務補習との連携や企業実務の動向にも配慮した試験内容となるよう図るなど、試験実施面での検討を引き続き行う。</p>
広報マテリアル	日本公認会計士協会と協力して、受験者、合格者及び公認会計士向けの広報マテリアルを作成する。
フォローアップ	活動領域の拡大等の進捗状況についてフォローアップを行い、必要な対応策について議論するため、今後とも必要に応じ関係者間の意見交換を継続する。

日本公認会計士協会における取り組み	
活動領域の拡大関連	<p>金融庁、経団連、金融4団体とも連携しつつ、できるだけ多くの企業からの求人情報の取得に努め、待機合格者のうち就職希望者リストを整備し、求人・求職のマッチングの取組みを強化する。</p> <p>経済界向けの就職説明会を引き続き開催するとともに、経済界の協力を得て企業向けの説明会を実施し、就職説明会への参加企業の拡大を目指す。</p> <p>受験生・合格者及び監査法人等の負担軽減等の観点から、監査法人等の採用活動の合格発表後の開始など監査法人等の採用活動のあり方について検討を行う。</p> <p>登録会員の勤務状況について全体像を把握し、経済界で活躍する合格者や公認会計士の体験談や事例を集め、経済界からの期待と先行事例とともに、受験者、合格者、公認会計士、更には経済界に対して積極的に周知する。</p> <p>経済界で活躍する合格者や公認会計士のネットワーク化を進め、活動領域の拡大に向けての取り組みを促進する。</p> <p>経済界で働く公認会計士の協会活動やCPEに関する負担、監査業界における初任給等について検討し、活動領域の拡大のための環境の整備に努める。</p> <p>監査法人等から経済界への公認会計士の転職が円滑に進むよう、各監査法人等の取組みに加え、公認会計士と経済界等の間の求人・求職のマッチングの取組みの充実を図る。</p>
実務補習関連	<p>大量の受講者への実務補習での教育水準の向上を図るため、会計教育研修機構の設立を契機に実施体制の抜本的強化やカリキュラムの見直しを行う。</p> <p>実務補習とは別に、監査現場で必要なスキルを習得するため、大手監査法人就職者以外の者を対象にした実務的な研修を、引き続き実施する。</p> <p>経団連、金融4団体の協力を得つつ、社会人が実務補習に取り組みやすく、企業にとって有用な会計専門家育成プログラムとなるようカリキュラムの見直し・柔軟化等を行う。</p> <p>実務補習の企業にとっての意義や教育効果（メリット）が実感できるよう積極的に情報発信する。</p> <p>実務補習の効率的な実施のために、会計専門職大学院における教育機能との連携を検討する。</p> <p>待機合格者等でも経済的な負担なく実務補習が受講できるよう、資金の無利子貸与制度を引き続き運用する。</p>
広報マテリアル	<p>金融庁、審査会と協力して、受験者、合格者及び公認会計士向けの広報マテリアルを作成する。</p> <p>公認会計士試験及び試験合格者等についての経済界向けの広報マテリアルを作成する。</p>

経団連・金融4団体における取り組み

活動領域の拡大関連	企業内の会計専門家の拡充の必要性と合格者という人材プールの存在について会員企業へ周知する。
	日本公認会計士協会が行う求人・求職のマッチングの取組みへの求人情報の提供や就職説明会への参加の必要性について会員企業に周知する。
	会員向けの月報などで、合格者や公認会計士の企業内での活躍事例を紹介する取組を行っていく。
	合格者の採用に向けて、新卒採用制度、中途採用制度などの採用制度のいずれかにおいて、大学卒業済みの合格者でも人物本位で採用できるような採用方法の検討の必要性について会員企業へ周知する。
	会計専門家が企業内で活躍する意欲を高めるため、業務モデル等の明確化の検討の必要性について会員企業に周知する。
実務補習関連	日本公認会計士協会で検討を行っている会計専門家育成のためのカリキュラムの見直しや講師派遣に積極的に協力し、企業にとつても有益な実務補習となるようアドバイスを行う。
広報マテリアル	日本公認会計士協会による公認会計士試験及び試験合格者等についての経済界向けの広報マテリアルの作成及び周知に協力する。

第10回公認会計士制度に関する懇談会
(平成23年1月21日) 資料

公認会計士試験・資格制度の見直し案の概要

※ 今後、法案の検討の過程等において、下記内容が変わる可能性があることに留意。

1. 試験制度の見直し

○ 短答式試験の合格・論文式試験の科目合格の有効期間の見直し

- ・短答式試験の合格及び論文式試験の科目合格の有効期間について、(現行制度では短答式試験の合格又は論文式試験の科目合格からそれぞれ2年間となっているものを、) 短答式試験の合格から1年間に短縮する。
- ・一定の実務(例えば、資本金1億円以上の企業等における公認会計士等として必要な知識・技能の習得に資する実務)に従事している者については、上記有効期間を5年間延長する(有効期間は計6年間)。

○ 試験制度の見直し

- ・3段階目の試験にあたる実務補習の修了考査を法律上位置付ける。
- ・試験科目は変更しないが、幅広い知識や教養を問えるよう出題内容を工夫する。
- ・年2回実施している短答式試験を年1回とすることについて検討する。

○ 試験免除制度の見直し

- ・大学等の教授・准教授・博士に係る試験免除制度を廃止する。
- ・会計専門職大学院修了者に対する短答式試験の一部科目免除方法の見直しを行う。

(注) 現行では、短答式試験の免除対象となっていない科目(企業法)の合格は会計専門職大学院修了後であることが求められているが、これを修了前の合格も認めよう見直しを行う。

2. 資格制度の見直し

(1) 「企業財務会計士」の創設

- 業務内容 : ①財務書類の調製、財務に関する調査・立案・相談
②監査業務の補助
- 資格要件 : 論文式試験の合格及び一定の実務・教育経験2年以上
(注) 一定の実務・教育経験には、公認会計士の資格要件として認められる実務経験のほか、以下を含むこととする。
 - ① 例えば、資本金1億円以上の企業等における会計実務
 - ② 一定の会計専門職大学院の修了
- 登録 : 日本公認会計士協会が登録を実施
- 義務 : 繼続的専門研修(CPE)、信用失墜行為の禁止、守秘義務 等
- 責任 : 登録抹消、業務停止等

(2) 公認会計士に関する見直し

- 資格要件の追加・変更
 - ・大学等高等教育機関での一定の科目履修を資格要件に追加する。
(注) 公認会計士試験合格と大学等高等教育機関での一定の科目履修により、大学卒業相当の知識を確保。
 - ・実務経験の要経験年数を2年以上から3年に変更する。
 - ・実務経験となる業務に、例えば、(資本金5億円未満の)上場企業等における会計実務を追加する。
 - ・一定の会計専門職大学院の修了者は、その修業年限の2分の1(1年を上限)を実務経験年数に算入できることとする。
 - ・実務補習の見直し(監査・税実務の重点化、e-ラーニングの拡大等)について検討する。
- 繼続的専門研修(CPE)の履修義務科目の明確化
- 協会による登録抹消の事由に、公認会計士等が一定期間所在不明である場合を追加

3. 会計の専門家の活用等

上場企業等に対して、公認会計士・企業財務会計士その他の会計の専門家の活用等の促進及びその状況の開示に関する規定を創設。